

○ 届出対象外となる行為（法令関係）

| 景観法 | 景観法施行令 | 景観法施行規則 | 県美しい景観形成推進条例 | 条例施行規則 |
|---|--|---|--|--|
| <p>(届出及び勧告等) 第16条 7 次に掲げる行為については、前各号の規定（届出及び勧告等）は、適用しない。 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 三 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為 四 景観計画に第8条第2項第五号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為 五 景観重要公共施設について、第8条第2項第五号ハ(1)から(6)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為 六 第55条第2項第一号の区域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。）内において同法第15条の2第一項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為 七 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第五号ホに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為 八 第61条第1項の景観地区（次号において「景観地区」という。）内で行う建築物の建築等 九 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等 十 地区計画等（都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。）の区域（地区整備計画（同法第12条の5第2項第三号に規定する地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。）、特定建築物地区整備計画（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第32条第2項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。第43条第1項において同じ。）、防災街区整備地区整備計画（同法第32条第2項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。）、歴史的風致維持向上地区整備計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第31条第2項第四号に規定する歴史的風致維持向上地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。）、沿道地区整備計画（幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和55年法律第34号）第9条第2項第二号に規定する沿道地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。）又は集落地区整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。第76条第1項において同じ。）が定められている区域に限る。）内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為 十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為</p> | <p>(届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為) 第8条 法第16条第7項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等 二 仮設の工作物の建設等 三 次に掲げる木竹の伐採 イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 ニ 仮植した木竹の伐採 ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為 イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの （1）建築物の建築等 （2）工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等 （3）木竹の伐採 （4）屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。） （5）特定照明 ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの （1）建築物の建築等 （2）高さが1.5メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等 （3）用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置 （4）土地の開墾 （5）森林の皆伐 （6）水面の埋立て又は干拓 (届出を要しないその他の行為) 第10条 法第16条第7項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 一 略（景観重要建造物及び景観地区・準景観地区内の行為の規定） 二 略（準景観地区内の行為の規定） 三 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第百67条第1項の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為 四 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置</p> | <p>(物干場その他の工作物) 第4条 景観法施行令（以下「令」という。）第8条第四号ロ(2)の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。 一 道路（私道を除く。以下同じ。）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物 二 消火設備 (物件の堆積の高さ) 第5条 令第8条第四号ロ(4)の国土交通省令で定める高さは、1.5メートル以下とする。</p> | <p>(適用除外行為) 第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 法第16条第1項第1号から第3号まで又は第10条に掲げる行為のうち、別表の左欄に掲げる行為の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる適用除外となる規模のもの (2) 法令に基づく許可、認可、認定又は届出に係る行為で、美しい景観形成のための措置が講じられるものとして規則に定めるもの。 (3) 仮設の建築物（知事が別に定めるものを除く。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (4) 農林漁業を営むために行われる土地の形質の変更 (5) その他規則で定める行為</p> | <p>(適用除外行為) 第7条 条例第12条第2項の規則に定めるものは、次に掲げる行為とする。 (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項、第21条第3項及び第22条第3項の規定による許可に係る行為又は同法第20条第6項から第8項まで、第21条第6項及び第7項、第22条第6項及び第7項並びに第33条第1項の規定による届出に係る行為 (2) 長崎県文化財保護条例（昭和36年長崎県条例第16条）第15条第1項又は第38条第1項の規定による許可又は届出に係る行為 (3) 長崎県立自然公園条例（昭和33年長崎県条例第21号）第18条第3項の規定による許可に係る行為又は同条例第20条第1項の規定による届出に係る行為 (4) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年長崎県条例第41号）第2条第1項の規定による許可に係る行為 2 条例第12条第5号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1) 良好な景観の形成に関する市町の条例等の規定による許可、認可、届出等に係る行為で知事が指定するもの (2) 通常の管理行為又は軽易な行為で次に掲げるもの ア 建築物の増築又は改築で、当該行為にかかる床面積の合計が10平方メートルを超えないもの イ 建築物又は工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの</p> |

○ マンセル表色系

■マンセル値：正確な色を表現するために、色の三属性（色相、明度、彩度）を記号と数値で表したもの。（色相（記号）／明度（数値）／彩度（数値）で表現）

○色相：色の種類で、赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）の基本5色とその中間色（黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP））の10色相を10等分して100色相ある。それぞれの色相を10等分しているため、1～10まで番号をつけて表現する。（例：1Y（黄赤（10YR）寄り）～10Y（黄緑（1GY）寄り））

○明度：色の明るさを表す数値で、光を100%反射する白を10、100%吸収する黒を0とし、通常の場合その間に9段階設けて表現する。（数字が大きいほど白に近く、明るい。）

○彩度：色の鮮やかさを表す数値で、無彩色（白、グレー、黒）を0、色味が増すに従い14程度（色相により相違）で表現する。

※彩度の数値が上がると、周囲から突出して見える（突出色となりやすい）ため、「良好な周辺景観との調和」を求める本計画では、景観形成基準として規制している。

■マンセル表色（主なもの）※印刷により実際の色とは異なります。

